(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
入間市河原町一二二一番二一から同市黒須一丁目四五四番七まで	前	九・三一～三四・七四メートル	〇〇・一五〇〇キロメートル	
	後	二二・九九～四四・八三メートル	〇〇・一五〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十五日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
深谷市東方字境堀二七六番一から前橋市田口町字下田尻一二二番一まで	前	BA 七・一〇～一〇七・〇〇メートル	五二・九四〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 七・一〇～一〇七・〇〇メートル	五二・九四〇キロメートル	
		BA 二二・〇〇～一九四・〇〇メートル	四〇・五三四キロメートル	
		BA 二二・〇〇～一九四・〇〇メートル	四〇・五三四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十五日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市荒口町一一一九番四地先から同市富田町字六反田二〇二七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月十五日

○関東地方整備局告示第三百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十五日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
長野市信州新町里穂刈字穂刈沖三二五番二から同市信州新町里穂刈字穂刈沖一六番三地先まで	前	七・六五～一四・三三メートル	〇〇・六一三キロメートル	
	後	一五・二〇～二九・六七メートル	〇〇・六一三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第三百五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十五日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
長野市大字塩生甲字馬神二七二三番一から同市大字塩生甲字馬神二七二〇番一まで	前	一〇・二五～一三・二四メートル	〇〇四〇キロメートル	
	後	一二・三一～三八・一六メートル	〇〇四〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第三百五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十五日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
日野市多摩平四丁目四番四から同市多摩平四丁目一六番まで	前	二二・〇〇～二六・二〇メートル	〇〇・〇〇四〇キロメートル	
	後	二二・〇〇～二六・二〇メートル	〇〇・〇〇四〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第三百六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十五日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	茅野市宮川字仲田五八一〇番四から同市宮川字家下四五〇三番一三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月十五日

○中部地方整備局告示第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年九月十五日

中部地方整備局長　足立　敏之